

東京大学大学院情報学環附属社会情報研究資料センター利用規定

平成16年 6月18日教授会承認

平成23年 3月22日改正

平成30年10月19日改正

(目的)

第1条 この規定は、東京大学大学院情報学環附属社会情報研究資料センター規則第6条に基づき、東京大学大学院情報学環附属社会情報研究資料センター（以下「センター」という。）の利用について、同規則に定めるものの他必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第2条 センターは、次の者が利用できる。

- (1) 総合図書館を利用する資格のある者。
- (2) その他の学外者。

(開室日時)

第3条 センターは、次の日を除き開室する。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 年末年始
 - (3) 本情報学環の指定する夏季休業状態実施期間
 - (4) 東京大学第2次学力試験実施日
- 2 開室時間は、午前9時30分から午後5時までとする。
- 3 センター長が必要と認めたときは、開室日及び開室時間を変更することがある。

(利用の手続)

第4条 センターの資料を利用しようとする者は、センターの受付にその旨を申し出、所定の手続きをする。

(閲覧)

第5条 センター閲覧室に備え付けてある資料は、自由に閲覧することができる。ただし、閲覧室備え付け以外の資料の利用及び資料の複写は、係員に申し出なければならない。

2 センターのすべての資料は、センター外に持ち出してはならない。

(閲覧の制限)

第6条 下記の資料は閲覧を制限することがある。

- (1) 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該原本が現に使用されている場合。
- (2) 試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育に支障をきたすおそれがある場合においては、資料の閲覧利用を制限することができる。

(資料の複写)

第7条 利用者が資料の複写を希望するときは、本センター内に設置された複写機を利用し、著作権法の許す範囲で資料を複写することができる。ただし、次に掲げる資料は複写することが出来ない。

- (1) 破損のおそれのある資料

(2) その他特に指定した資料

(出陳、掲載)

第8条 センターの資料の、出陳、翻刻、復刻、掲載出版等を希望する場合には、別に定める許可願に所要の事項を記入し、センター長の許可を受けなければならない。

(利用停止)

第9条 センター長は、この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者に対して、センターの利用を停止し、又退室を命じることができる。

(賠償責任)

第10条 センター長は、センター資料、器具、その他の設備に損害を与えたものに対しては、その損害を賠償させることができる。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第11条 センター長は、センター資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められるセンター資料を所蔵する場合は、当該センター資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(インターネット上で公開するデジタルデータの利用条件)

第12条 センターが保管する資料等のデジタルデータのうち、インターネット上に公開するコンテンツの利用条件については、別途定めるものとする。

(雑則)

第13条 センターの資料を利用する者の閲覧に供するため、センター資料の目録およびこの規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成16年6月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 東京大学社会情報研究所附属情報メディア研究資料センター利用規則（平成4年4月10日制定）は廃止する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月19日から施行する。